

CHANGE

チェンジ

男女共同参画社会で誰もが豊かな人生を

女性、子育て世代の
活躍を支えよう

「子育て」をデメリットに
するのは損だ

90度の
変化で「世界」に
気づく

あなたもなれる
「イクボス」

DVは重大な
人権侵害!
と止めようDV!



和泉市

相談窓口

ひとりで悩まずに、お気軽にご相談ください。(秘密厳守・無料)

配偶者等からの暴力(DV)に関する相談

●配偶者暴力相談支援センター 「配偶者暴力相談支援センター」では、配偶者からの身体的な暴力の他、精神的な暴力も含めて相談、各種情報提供などを行います。

大阪府女性相談センター

月～金・土・日 9:00～20:00(祝・年末年始は除く)

06-6949-6022
06-6946-7890

大阪府岸和田子ども家庭センター

月～金 9:00～17:45(土・日・祝・年末年始は除く)

(DV専用電話) 072-441-7794

和泉警察署 ※緊急の場合は110番

0725-46-1234

女性問題総合相談

モアいずみ(和泉市男女共同参画センター)

面接相談	●カウンセリング 第2・4火 13:00～17:00	●法律相談 第4火 13:00～16:00	※予約制 0725-57-6640
電話相談	第1～4水 10:00～12:00/13:00～15:00 第1～4木 18:00～20:00	(相談専用電話) 0725-57-7900	

大阪府立男女共同参画・青少年センター(ドーンセンター)

面接相談 (カウンセリング)	火～金 13:30～18:00/18:45～21:00 土・日 9:30～13:00/13:45～18:00	※予約制 06-6910-8588
電話相談	火～金 17:00～20:00 土・日 10:00～16:00	(相談専用電話) 06-6937-7800

総合相談

和泉市人権文化センター

総合生活相談	月～金・土・日 9:00～17:00	いずれも 0725-44-0030
進路選択支援相談	月～金・土・日 9:00～17:00	
人権相談	月～金・土・日 9:00～17:00	
心理カウンセリング相談	第2・4火 ※心理カウンセラーが対応、完全予約制	

職場におけるセクシュアル・ハラスメント相談

大阪労働局雇用均等室 ※平成28年3月現在

月～金 8:30～17:15(土・日・祝・年末年始は除く)

06-6941-8940

大阪府総合労働事務所

月～金 9:00～17:45(土・日・祝・年末年始は除く)

※第1・2・3・5木は～20:00 06-6946-2601

大阪府総合労働事務所 南大阪センター

月～金 9:00～17:45(土・日・祝・年末年始は除く)

※第4木は～20:00 072-273-6321

セクシュアル・マイノリティ相談

大阪府人権相談窓口

平日相談	月～金 9:30～17:30(祝・年末年始は除く)	いずれも 06-6581-8634
夜間相談	火 17:30～20:30(祝・年末年始は除く)	
休日相談	第4日 9:30～17:30	

※他の相談窓口は、和泉市ホームページをご覧ください。
<http://www.city.osaka-izumi.lg.jp/kakukano/soumubu/kyoudosankaku/index.html>

発行 平成28(2016)年3月
和泉市総務部 人権・男女参画室
〒594-8501 和泉市府中町二丁目7番5号
TEL.0725-99-8116(直通)



この冊子は73,600部作成し、1部あたりの単価は6.9円です。

女性、子育て世代の活躍を支えよう



少子高齢化に歯止めをかけ、誰もが活躍でき、政府が掲げる「二億総活躍社会」を実現するには、女性や子育て世代の活躍を支えることが必要です。会社で家庭で地域で何ができるかを考えましょう。

男女共同参画社会で女性も男性も活躍！

男女共同参画社会とは、「男女が性別にかかわらず対等な立場で、一人ひとりが個性と能力を発揮し、あらゆる分野で互いに意見を出し合い、喜びや責任を分かち合う社会」のことです。

「子育て」をデメリットにするのは損だ

働く女性が出産・子育てをすることは、デメリットと考える企業や人がまだまだ多いのが現状です。しかし、女性が子育てとキャリアアップを両立できるよう支援することで「多様な意見を取り入れやすく

なる」「経験豊富で優秀な人材を確保できる」などのメリットがあります。

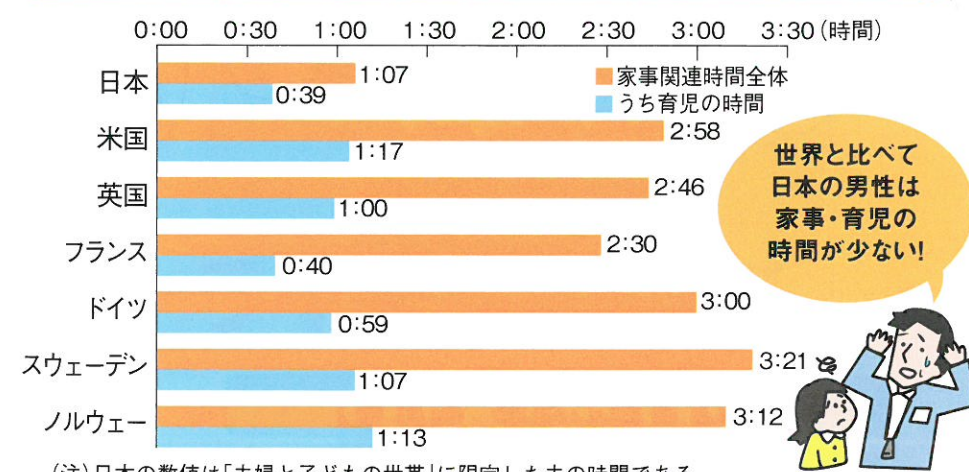


イクメンだけじゃない！あなたもなれるイクボス

子育てに積極的にかかわる父親「イクメン」、そして働く女性とイクメンを支える事業主・上司「イクボス」の存在が注目されています。

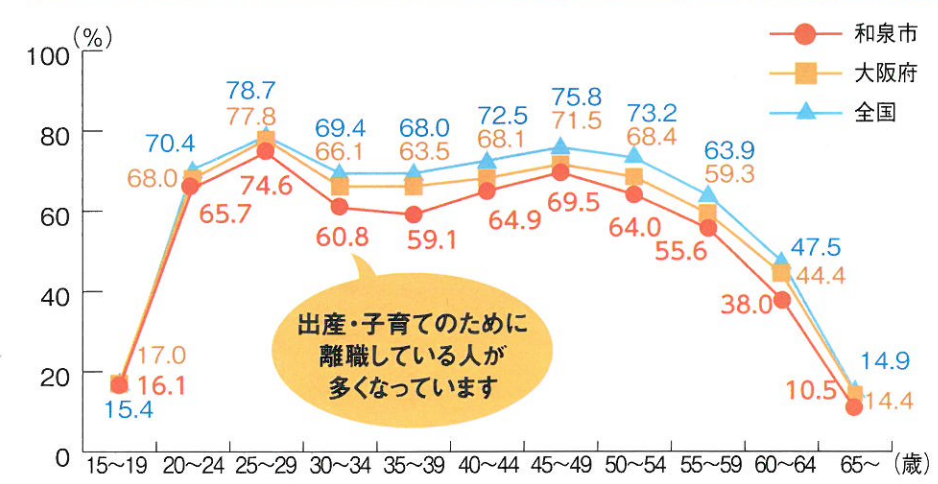
従業員の育児参加は、「経営戦略としてのワーク・ライフ・バランス」を考えるきっかけにもなっています。イクボスの取組は、企業の成長、ひいては日本社会の発展にもつながっていきます。

6歳未満児のいる夫の家事・育児関連時間(1日当たり)



資料：内閣府「男女共同参画白書」(平成27年)

女性の年齢階級別労働力率(全国・大阪府・和泉市)



資料：総務省「国勢調査」(平成22年) ※労働力状態不詳を除く。

和泉市男女共同参画推進条例

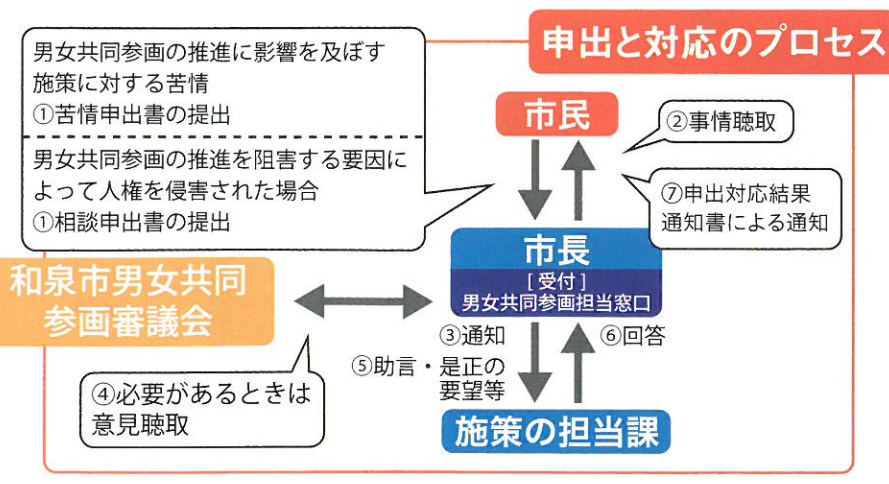
市では、男女が互いに人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進するため、平成19年8月1日に「和泉市男女共同参画推進条例」を施行しました。

基本理念(概略)

- 1) 男女の人権の尊重
- 2) 社会制度・慣行が固定的な性別役割分担等がないよう配慮
- 3) 政策、方針の立案・決定に男女が共同して参画する機会を確保
- 4) 家族である男女が家庭生活における活動を協力して担い、その他の社会生活における活動にも参画し、両立できるよう配慮
- 5) 国際的動向に留意し、協調して行うように考慮
- 6) 男女が互いに身体的な特徴について理解を深めて妊娠、出産等について意思を尊重し、健康な生活を営むことができるように配慮
- 7) 性同一性障がい者等の人権の配慮

CHANGE 男女共同参画苦情処理制度

市が実施する男女共同参画施策や、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと考えられる施策について、苦情を申し出ることができます。



CHANGE 女性の活躍推進法

女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が制定されました。

平成28年4月1日から、労働者301人以上の大企業は、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定などが新たに義務づけられることとなります。

行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組実施状況等が優良な企業は、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

今後、「女性の積極採用に関する取組」「固定的な性別役割分担意識の見直しなど職場の風土改革に関する取組」など、女性の活躍を推進する取組が求められています。

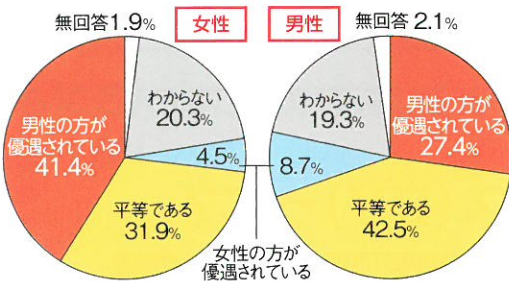
CHANGE

地域活動に参加しよう

地域活動には、男女ともに参加し、それぞれの視点で話し合うことが重要です。しかし女性が地域のリーダーとして活躍する機会は少なく、女性の力が十分に活かされていないという現状もあります。年齢・性別にかかわらず、活躍できる環境づくりに努めましょう。

「地域活動の場」での男女の地位の平等感

資料：和泉市「男女共同参画に関する市民意識調査」(平成25年)



男性に比べ、女性の方が「男性の方が優遇されている」と回答した割合が高いです。互いの立場に立ち、対等なパートナーとして、お互いを尊重しましょう。

CHANGE

父親の育児休業制度

育児休業は、女性だけでなく男性も取得できます。育児・介護休業法では、「子が1歳に達するまでの間(子が1歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合には、子が1歳6か月に達するまで)、育児休業をすることができると定められています。会社に制度がなくても、社員が申し出た場合、会社はこれを拒否することができません。

NEW

平成26年4月より育児休業給付金の支給率が上がりました!

育児休業給付金は、平成26年4月1日以降に開始する育児休業からは、育児休業を開始してから180日目までは、休業開始前の賃金の67%となりました。(これまでは全期間について50%)



参考にしよう

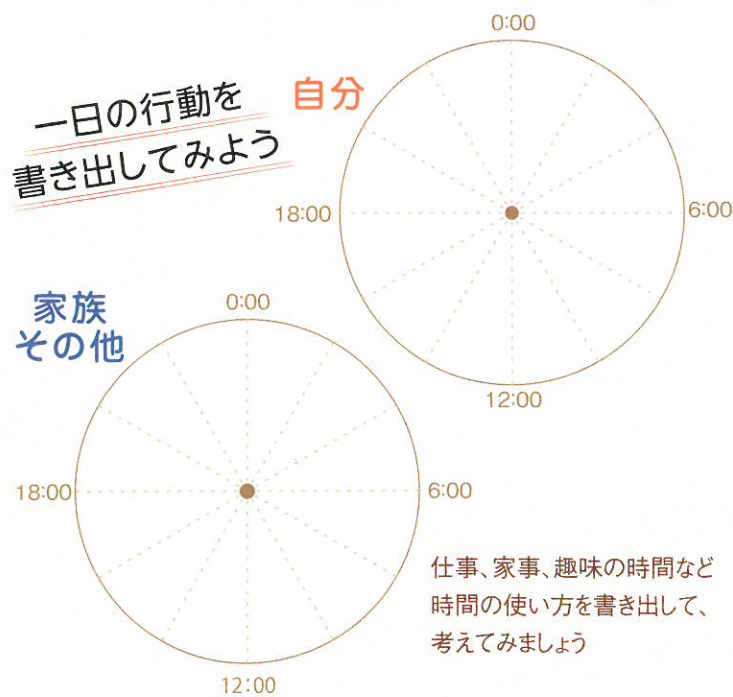
女性の活躍促進

http://www.gov-online.go.jp/tokusyuu/josei_katsuyaku/

イクメンプロジェクト

<http://ikumen-project.jp/>

考えてみよう! ワーク・ライフ・バランス



あなたや家族、同僚のワーク・ライフ・バランスを見直し、右表を参考にみんなで工夫して充実した生活をめざしましょう。

働き方の見直しを進めることのメリット

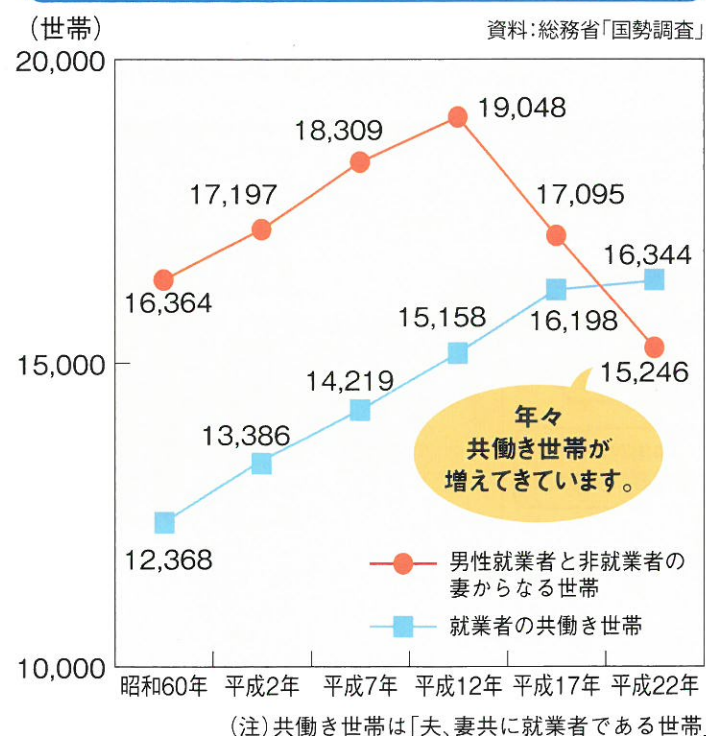
区分	調査産業計
従業員の満足度が上がる	67.1%
個人と組織の生産性が向上する	62.7%
従業員の心身の健康に起因するリスクを減らせる	60.2%
コスト削減につながる	52.1%

残業削減に向けて効果的だと思う取り組み

区分	調査産業計
上司からの声かけ	28.0%
計画的な残業禁止日の設定	27.6%
短時間で質の高い仕事をすることを評価する	26.9%
担当がいなくとも他の人が仕事を代替できる体制づくり	25.1%

資料：ワーク・ライフ・バランスに関する個人・企業調査(平成26年)

共働き世帯の推移(和泉市)



仕事も生活も充実 鍵は職場にあった!

市民一人ひとりが、仕事と仕事や、意識の改革を進めることが以外の生活のバランスを整え、必要になります。自分の仕事のやり方を見直し、「結果を出して定めには、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現が不可欠です。

そのためには、社員の働き方 キルアップが鍵になるのです。

や、意識の改革を進めることが必要になります。自分の仕事のやり方を見直し、「結果を出して定めには、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現が不可欠です。

とも意識しましょう。みんなのスキルアップが鍵になるのです。

DVは重大な
人権侵害！

と
止めようDV！



チェック!

あなたや周りの人、こんなことしていませんか？

- うまくいかないことがあると、恋人や配偶者のせいにする。
- 予定やメール、電話などを必要以上に管理したがる。
- 恋人や配偶者が友人や両親と付き合いをさせない。
- 人前でも平気で恋人や配偶者の欠点をののしる。
- 怒ると、壁を殴ったり、物を投げたりする。
- 恋人や配偶者の同意なく、性行為を強要し、避妊もしない。



該当する項目があったら、それは「DV」かもしれません。

ドメスティック・バイオレンス(DV)って？

身体的暴力

直接的に力行使する暴力のこと。
殴る、ける、髪をつかんでひきずる、物をなげつける、首をしめる、骨折させる等。

精神(心理)的暴力

心ない言動や、態度で傷つけること。
大声でどなる、外出を禁止する、交友関係等を監視する、親族・友人と付き合いをさせない、無視する、脅す等。

性的暴力

同意を得ないまま、性的行為を強要すること。
嫌がっているのに性行為を強要する、避妊に協力しない、見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せる等。

経済的暴力

経済的に追いつめて、精神的打撃を与えること。
生活費を渡さない、酒や賭け事に生活費をつぎこむ、家計を厳しく監視する、食事をさせない等。

和泉市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画(DV防止基本計画)

①

DVについての正しい理解の普及

市民一人ひとりが、DVに対する正しい知識を持つことができるよう、DVを含むあらゆる暴力を許さないという意識を醸成します。

②

安心して相談できる体制の充実

広報紙やホームページ等で、相談窓口の周知を強化します。また、担当者が敏感な視点で対応できるよう、研修の充実等を図ります。

③

一時保護支援と自立支援の充実

被害者が、安全で安心して保護が受けられるよう、関係機関との連携を強化。自立生活への一歩を踏み出せるよう支援を継続・充実します。

④

関係機関との連携・協力体制の強化

DVの防止とDV被害者支援のために、関係部局をはじめ、警察、大阪府の関係機関、民間団体等との連携・協力体制を強化し、活用します。

CHANGE

DVのないまちをめざして
DV防止基本計画に基づき、DVの防止及び被害者の支援を図り、安心して暮らせるまちの実現をめざします。

DVの解決には 周りの力が不可欠!

DVは夫婦や恋人などの間での個人的な問題と考えがちです。しかし、DVを解決するには、1人で悩まず周りの力を借りることも大切です。周りの人も「DVでは？」と感じたときは、声をかけ、相談窓口を紹介するなどしましょう。

DV被害についての相談先

資料：和泉市「男女共同参画に関する市民意識調査」(平成25年)

有効回答数(件)：女185、男91

区分	女	男
家族・親せき	37.3%	15.4%
友人・知人	34.6%	22.0%
弁護士	—	1.1%
警察	2.2%	1.1%
行政の女性相談窓口や男女共同参画センターの相談窓口	2.2%	—
福祉事務所・保健所などの公的機関	0.5%	1.1%
医師・看護師などの医療関係者	1.6%	1.1%
民間のカウンセリングルーム	1.1%	1.1%
その他	1.6%	—
どこにも相談しなかった	36.8%	58.2%
無回答	3.8%	6.6%

子どもが増えるデートDV

恋人同士の間で起きる暴力のことを「デートDV」と言います。最近はインターネットの普及により、大人の目の届かないところで、子どもがトラブルに巻き込まれています。また、交際中に撮影したわいせつな画像をインターネットなどに投稿・流出させる「リベンジポルノ」も急増しています。子どもを被害者にも加害者にもしないために、デートDVについて正しく理解することが大切です。

子どもにこんなことがあれば要チェック!

DV被害者になっているかも

- 交際相手としか遊ばなくなった
- 電話の相手が怒鳴っている
- デートの前後に落ち込んだ表情を見せる
- 金遣いが荒くなる

DV加害者になっているかも

- 交際相手としか遊ばなくなった
- 電話口で声を荒げる
- 交際相手を無理に呼び出そうとしている
- おこづかいより高額の買い物や外食をしている



モアいずみ(和泉市男女共同参画センター)を活用しよう

「モアいずみ」は、和泉市男女共同参画センターの愛称です。

モアいずみは、男女共同参画社会づくりを推進する拠点施設です。



モアいずみ(和泉市男女共同参画センター)

〒594-0041 和泉市いづき野五丁目4番7号
(和泉シティプラザ北棟4階)
TEL.0725-57-6640/FAX.0725-57-6643
【利用時間】窓口業務 9:00~17:15
【休館日】年末年始(12/29~1/3)

どんなことができるの？

- 学ぶ アドバイザー養成講座など男女共同参画に関するさまざまな講座を開催しています。
- 相談 女性・地域・職場などの女性問題や悩みを、面接(予約制)や電話で相談できます(秘密厳守・無料)。
- 集う 男女共同参画を推進する個人やグループの交流の場の提供と市民のネットワークづくりを支援します。
- 図書コーナー

男女共同参画に関する書籍、ビデオ、DVD、行政資料等の閲覧、貸出をはじめ情報提供します。市内にお住まいの方、市内に通学・通学されている方なら、どなたでも借りることができます。